

## 6

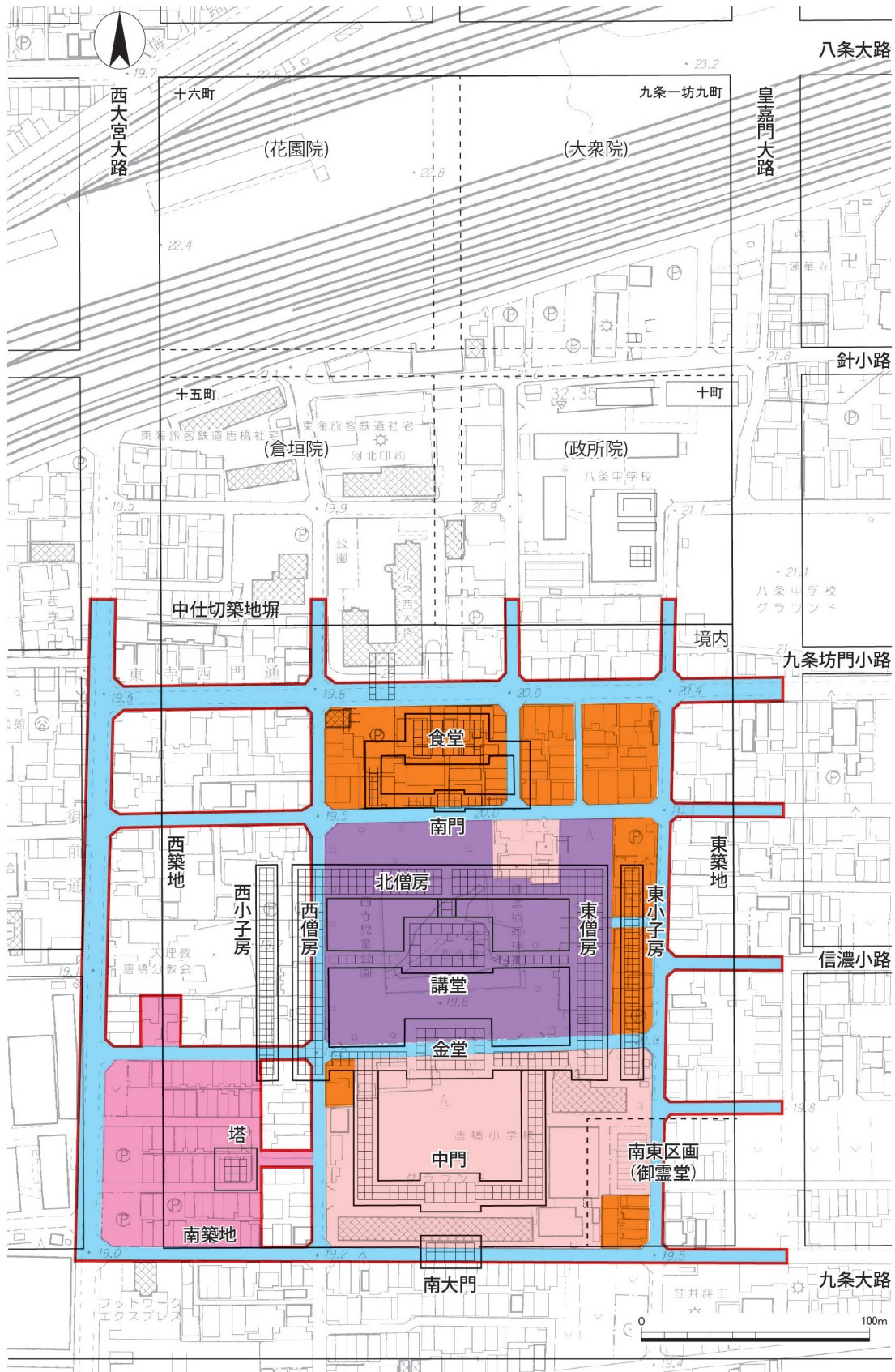
## 保存（保存管理）

## 6-1 地区区分

本計画では、適切な保存管理を行うため、土地利用の現況や遺構の状況等をふまえ、史跡指定地を下記の通り区分する。

表6-1 史跡指定地の地区区分

地区名	土地利用の現状	遺構の状況
A-1 地区	・都市公園（唐橋西寺公園）が立地する。	・金堂の一部、講堂、北・東僧房の遺構が良好に残る。
A-2 地区	・公有地（史跡公園予定地）が立地する。一部民有宅地や駐車場が存在する。	・塔跡一帯（塔、寺域西限、鑄造関連遺構、西大宮大路等）の遺構が良好に残る。
A-3 地区	・学校用地（唐橋小学校）と鎌達稲荷神社境内が立地する。	・金堂、廻廊、中門、南大門、東小子房の一部にあたる。
B 地区	・民有宅地が密集する。	・食堂院、東小子房等の遺構が良好に残る。 ・南東区画（御霊堂）に関する遺構は未確認である。
C 地区	・全域が道路である。	・食堂院・僧房・金堂・東西小子房・南大門・廻廊等の一部にあたる。



- |  |  |  |
|--|--|--|
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:purple; border:1px solid black;"></span> A-1 地区<br>(唐橋西寺公園) | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightcoral; border:1px solid black;"></span> A-2 地区<br>(塔跡地区) | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightcoral; border:1px solid black;"></span> A-3 地区<br>(唐橋小学校・鎌達稲荷神社) |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:orange; border:1px solid black;"></span> B 地区               | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue; border:1px solid black;"></span> C 地区              | <span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px solid red;"></span> 指定範囲  |

図6-1 史跡指定地の地区区分

## 6-2 現状と課題

各地区の保存（保存管理）の現状と課題を、表6-2に示す。

表6-2 保存（保存管理）の現状と課題

地区	現状	課題
A-1 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●これまで、施設の改修、更新等の事案が散発的に発生しており、顕著な遺構を保存しながら進められている。</li> <li>●コンド山（講堂跡）を除く僧房等の遺構面は現地表面から約 20cm 程度と非常に浅い位置にある。</li> <li>●講堂跡の遺構面は、コンド山（講堂跡）頂部から 1 m 以上下に位置しており、一定の保存が図られている。</li> </ul>	○遺構保存を前提とした公園機能との共存を図る必要がある。
A-2 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和 2 年の追加指定後、約 70%の公有地化が完了している。</li> <li>●塔跡附近の遺構面は、現地表面から約 20cm 程度、寺域西限附近で約 14cm 程度と非常に浅い位置にある。</li> </ul>	○顕著な遺構の確実な保存と、歴史公園としての一体的な整備を行うため、未買収地について、可能な場所から公有化を進める必要がある。
A-3 地区	<p>【学校用地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の校舎等は調査により判明した遺構を外して建てられていると推測される。</li> <li>●これまで、学校設備の改修、更新等の事案が散発的に発生しており、顕著な遺構を保存しながら進められている。</li> <li>●少子化の進行により、校舎の増床は予定されていない。</li> </ul> <p>【鎌達稲荷神社境内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1911 年、国鉄の梅小路軌道拡張工事に伴い、現在地に移転された。</li> <li>●北僧房の一部が発掘調査により確認されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該区域からの小学校や神社の移転は難しく、長期的な視点から遺構保存を前提とした学校機能、神社運営との共存を図る必要がある。</li> <li>○設備等の改修と遺構の保存の両立が課題である。</li> </ul>
B 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全域が民有地であり、専用住居・店舗兼用住居・小規模な共同住宅・駐車場などとして利用されている。</li> <li>●建替えや改修等の事案が散発的に発生しており、顕著な遺構を保存しながら建築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡の保存のための規制が必ずしも十分周知されておらず、更なる周知に努める必要がある。</li> <li>○土地所有者等の理解を得ながら、保存のための規制や誘導を行っていく必要がある。</li> </ul>

	<p>や増改築が行われてきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●指定地内とその周辺に小中高が立地する文教地区であり、JR西大路駅からのアクセスの良さも相まって、近年住民が増えている。</li> <li>●平成 27 年度に現状変更申請が必要である旨を明記した制札板を設置し、史跡についての勉強会等を実施する等周知に努めている。</li> <li>●食堂院、東小子房等の遺構面は、現地表面から約 20cm 程度と非常に浅い深さにある。</li> <li>●顕著な地下遺構が検出されない場合であっても、可能な限り遺構面（整地層を含む）の保存を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺構面が極めて浅いため、建築物等の更新にあたっては、遺構保存との両立が課題である。</li> <li>○当該区域を全て公有化して整備することは現時点では難しく、長期的な視点から、顕著な地下遺構を確実に保存した上で、建築物等の更新を行うことにより、遺構の保存と地域住民等の生活との調和を図ることが求められる。</li> <li>○顕著な遺構の確実な保存を行うため、条件が整った場合には公有化を進める必要がある。</li> </ul>
C 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上下水・電気・ガス等の社会インフラの維持行為が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺構保存に最大限配慮しつつ、社会インフラとの調和を図ることが求められる。</li> </ul>

### 6-3 保存（保存管理）の基本方針

- (1) 史跡西寺跡を構成する顕著な遺構は現状保存し、それ以外の遺構・遺構面についても現状保存に努めながら、持続的な地域の暮らしとの両立を目指す。
- (2) 顕著な遺構の現状保存が困難な場合には、公有化を検討する。
- (3) 塔跡地区（A-2地区）の未買収地については、居住者の生活を優先し、時機を見て公有化を進める。
- (4) 日常的な維持管理を確実にを行い、良好な歴史的景観・居住空間の保全を図る。
- (5) 文化財保護法上の規制について、地域住民への周知に努める。

#### 6-4 保存（保存管理）の方法

- ・地下遺構の保存を図るため、現状変更等の取扱い基準（6-5）に則り、地下遺構に影響を与える行為を厳しく制限する。
- ・地下遺構の保存や状況把握に係る調査は、目的を明確にした上で、必要最低限の範囲で行う。見つかった遺構は埋め戻して現地保存するとともに、毀損及び脆弱化の恐れのある遺構については、必要に応じて復旧または保存措置を行う。出土遺物は必要に応じて保存措置を行い、図面・写真等とともに収蔵施設で適切に保管する。
- ・史跡地内に所在する建築物などの将来的な取り扱いについて、関係者や関係機関と協議をする機会を設ける。
- ・公有地の日常的な維持管理は、市と史跡保存会、地域等が連携して行う。

#### 6-5 現状変更の取扱い基準

史跡指定範囲で、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」（以下、「現状変更等」という）を行おうとする場合には、文化財保護法第125条に基づき、原則として文化庁長官の許可を得る必要がある。予定される行為が、現状変更等にあたるかが不明な場合は、京都市文化財保護課と事前協議する。

##### (1) 現状変更等が認められない行為

「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（平成12（2000）4月28日付け文化庁次長通知）に基づき、下記の行為については現状変更を認めることができない。

- ・本計画書に定められた基準に反する場合
- ・史跡の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

## (2) 現状変更等の許可を必要とする行為

史跡西寺跡における現状変更等の許可を必要とする具体的な行為の例と、許可の前提となる配慮事項は以下の通りである。

表6-3 現状変更等の許可を必要とする行為

区分	例及び配慮事項等
ア 発掘調査等のために必要な行為	・整備等のための埋蔵文化財発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要最小限に留めるものとする。
イ 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為	・史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為で、史跡の景観に調和したもの。 (例) 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設、防災施設の整備、木竹の伐採、植栽、移植、史跡景観を阻害する要素の移転、撤去等
ウ 増改築・除去、色彩の変更	・史跡の価値に影響を及ぼさない範囲で、かつ史跡の景観に配慮されていること。
エ 工作物の改修・除却、色彩の変更	・史跡の価値に影響を及ぼさない範囲で、かつ史跡の景観に配慮されていること。
オ 土地の掘削または形状の変更	・史跡の価値に影響を及ぼさない範囲であること。
カ 道路施設の修繕に係る行為	・既存道路の修繕に係る行為で、地下遺構及び史跡の景観に配慮されたものであること。
キ 木竹の伐採、植栽、移植	・既存の樹木の同位置における更新等で地下遺構の保存に影響を与えないものを原則とする。
ク その他公益上必要な地下埋設物の設置、改修等	(例) 上下水道管、ガス管、ケーブル類等の地下埋設物の設置改修、整備。
ケ 保存に影響を及ぼす行為	・保存に影響を及ぼす行為については、事前に京都市文化財保護課とその内容について協議した上で、許可申請対象物件か否かを判断する。

## (3) 現状変更等の許可を必要としない行為

法第125条第1項ただし書きに基づき、現状変更のうち維持の措置及び非常災害のために必要な応急措置及び、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微であるものについては許可を要さない。下記にそれぞれの行為の範囲を示す。

## ア 維持の措置

維持の措置の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に明記されている。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- (2) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- (3) 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

## イ 非常災害のために必要な応急措置

非常災害のために必要な応急措置とは、本計画では、災害予測時又は発生時において、史跡の毀損の発生や拡大を防ぐための措置とする。具体例は下記の通りである。

- ・土嚢積みやシート養生など、毀損の発生を予防するための措置
- ・毀損箇所への応急措置
- ・インフラ設備等が破損した場合の応急措置

## ウ 保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微であるもの

保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微であるものとは、本計画では、土地の掘削、盛土、切土を伴わない日常的な維持管理行為とする。具体例は以下の通りである。

### (1) 史跡及び公園管理者が行う維持管理行為

- ・史跡の本質的価値を構成する要素や文化財保存管理・整備活用施設の清掃、除草等の土地・建物に係る維持管理行為
- ・史跡指定地の清掃、除草、見回り等の土地・建物に係る管理・点検
- ・史跡指定地の植栽の定期的な手入れ（実生木・危険木の伐採を含む。ただし伐根を伴わないもの）

### (2) 学校の管理者等が行う維持管理行為

- ・施設の清掃、除草、植栽の定期的な手入れ等の土地・建物に係る維持管理行為
- ・建築物、工作物の小規模破損箇所等の復旧等の土地・建物に係る維持管理行為

### (3) 道路の管理者等が行う維持管理行為

- ・掘削を伴わない小規模な補修、不陸整正
- ・道路上における架線の張替え・新設、宅地への引き込み、電柱上の機器等の更新・設置

### (4) 宅地等私有地における土地・施設の維持管理行為

- ・建築物、工作物の小規模破損箇所等の復旧等の土地・建物に係る維持管理行為
- ・建築物等施設内での模様替えなど（ただし、外観に影響を及ぼさないもの）。

## エ その他明らかに史跡への影響が軽微であると文化財保護課が判断するもの

## (4) 現状変更等の許可権限が京都市に委譲されている対象行為

史跡指定範囲で行われる行為のうち、現状変更等については、文化庁長官への許可申請あるいは届出が必要と定められている。ただし、現状変更等のうち文化財保護法施行令第5条第4項1号に記載の行為への許可に関しては、文化庁長官から京都市に権限が委譲されている（文化財保護法第184条）。なお、下記範囲内であっても重大な現状変更と判断される場合は、事前に文化庁に確認する必要がある。

表6-4 現状変更等の許可権限が京都市に委譲されている対象行為

	対象行為
イ	小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
ニ	法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る）
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

## (5) 地区ごとの現状変更等の取扱い

史跡指定範囲で、現状変更等から遺構等を保護するために、地区区分に応じた現状変更等の取扱いを以下の通り定める。

表6-5 地区区分ごとの現状変更等の取扱い

地区区分	現状変更許可の考え方	特記事項
A 地区	<p>A-1・A-3 地区については学校・公園・神社としての利用継続を基本とする。現状変更は必要最小限とし、次のような現状変更は原則として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 西寺跡に係る顕著な遺構を損壊する行為。遺構面（整地層を含む）は通常顕著な遺構に含まないが、保存に努力するものとする。</li> <li>2 根張りの大きくなる木竹の植樹</li> <li>3 既存樹木の伐根（相応の理由がある場合や、遺構への影響軽微と認められる場合はその限りではない）</li> <li>4 史跡の理解を妨げる工作物・建築物等の設置</li> <li>5 その他、史跡の保存に影響が大きい行為</li> </ol>	<p>・史跡の価値を発信する施設等や、大規模災害時の一時避難に必要な施設の設置については、西寺跡に係る顕著な遺構の保全を図った上で、現状変更を許可することもやむを得ないものとする。</p>
B 地区	<p>宅地としての利用継続を基本とするが、次のような現状変更は原則として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 西寺跡に係る顕著な遺構を損壊する行為。遺構面（整地層を含む）は通常顕著な遺構に含まないが、保存に努力するものとする。</li> <li>2 根張りの大きくなる木竹の植樹</li> <li>3 既存樹木の伐根（相応の理由がある場合や、遺構への影響軽微と認められる場合はその限りではない）</li> <li>4 史跡の理解を妨げる工作物・建築物等の設置</li> <li>5 その他、史跡の保存に影響が大きい行為</li> </ol>	<p>・民有宅地において建替え等の現状変更が計画され、かつ公有化に同意を得られない場合には、西寺跡に係る顕著な遺構の保存を図った上で、現状変更を許可することもやむを得ないものとする。</p>
C 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設管や電柱の更新時には、可能な限り新規掘削を避けること。</li> <li>・西寺跡に関わる顕著な遺構が推定される箇所での新規掘削を行う場合は、事前の調査を実施し、顕著な遺構が保存されるよう関係者と協議するものとする。</li> </ul>	

## 6-6 追加指定

現状の史跡指定区域外で、西寺の本質的価値を示す重要な地下遺構等が確認された場合は、追加指定を検討する。

特に西僧房、西小子房、塔跡地区東半部、南大門南端部といった本質的価値を有する施設が推定されている部分で、これらの遺構が確認された場合は、優先して追加指定を検討する。ただし、所有者の同意が取れない場合や重要遺構の地中保存が可能な場合はこの限りではない。

なお、未指定の部分については周知の埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図に登載し、保護に努めている（図6-2）。特に京都市独自の制度として、「周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱（京都市域内）」により、西寺の範囲全域及びその周囲を「重要遺跡」として周知している。「同要綱」においては、木造、鉄骨、鉄筋造等の建物の構造に関係なく、極めて小規模な掘削工事であっても詳細分布調査や試掘調査を実施している。試掘調査等で重要遺構を検出した場合は、その都度、遺構に抵触しないように設計変更協議を行っており、地中保存を図っている。

## 6-7 公有化

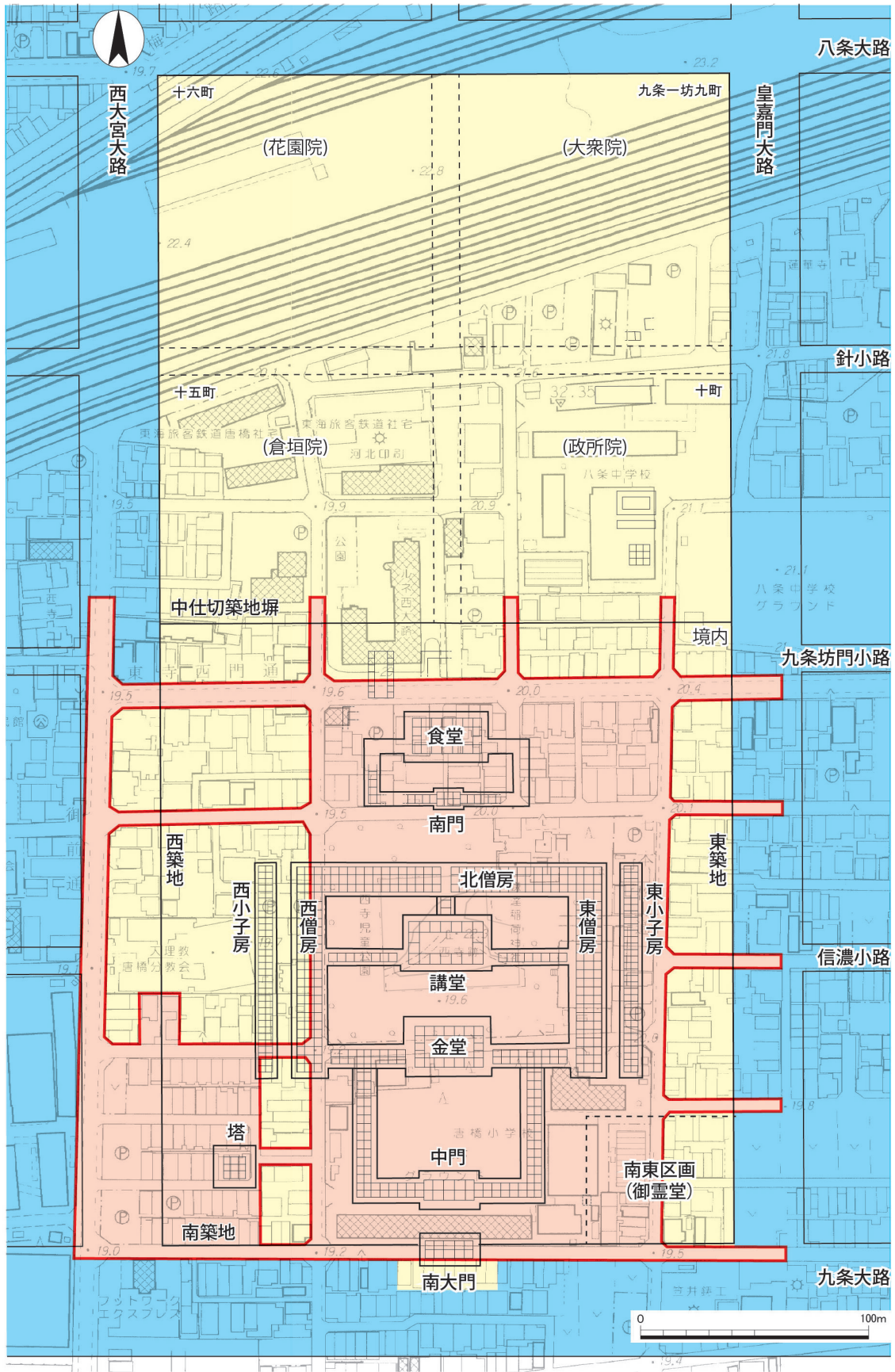
現状の史跡指定区域については、公有地が約3/4、私有地が約1/4を占める。

私有地を含むA-2地区、B地区について、以下の通り方針を整理する。

A-2地区は、塔跡及び関連遺構が良好に残る。未私有地については諸条件が整い次第公有化を行い、既公有地と一体的な整備を目指すものとする。

B地区は、宅地としての利用継続を基本とするが、食堂院・東小子房等すでに顕著な遺構が確認されている、あるいは今後建替え等の現状変更によって顕著な遺構が確認され、かつ保存が困難となる場合には、公有化による保存を図ることとする。

また、指定地外についても、西僧房、西小子房、塔跡地区東半部、南大門南端部といった本質的価値を有する施設が推定されている部分で、これらの遺構が確認された場合は、保存の緊急性が高いことから追加指定と公有化を優先して検討する。



■ 史跡指定地   
 ■ 重要遺跡   
 ■ 一般遺跡  
 (埋蔵文化財包蔵地)

図6-2 史跡西寺跡と埋蔵文化財包蔵地

# 7 活用

## 7-1 現状と課題

史跡西寺跡に係る活用の現状と課題を、表7-1に示す（地区区分は、「6-1 地区区分」による）。

表7-1 活用の現状と課題

地区	現状	課題
【史跡地全体】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 史跡地の大部分が他の土地利用（学校、公園、道路、民有宅地など）で占められている。また、史跡をイメージさせ視覚的に表現する遺構表示や、サイン表示なども行われておらず、史跡の全体像が分かりにくい。</li> <li>● 南区観光の見どころを紹介するスマホアプリ「AR 西寺・羅城門」を制作・公開した（平成28年）。また、京都市埋蔵文化財研究所により、ガイドマップ「～文化財と遺跡を歩く～京都歴史散策マップ No11 東寺西寺跡」が制作・配布されている。</li> <li>● 動画投稿サイトの「京都の文化遺産」チャンネルで発掘調査等の動画を公開している。</li> <li>● 「まいまい京都」など地元団体による歴史見学ツアーが多数開催されている。</li> <li>● 南区社会福祉協議会が西寺跡周辺を含む「南区ウォーキングマップ」を発行しており、「歩こう会」も開催されている。</li> <li>● 史跡西寺跡の保存や活用に対して、地元（史跡西寺跡保存会、唐橋学区自治連合会など）の理解が深い地域である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状で活用可能な史跡地が唐橋西寺公園や塔跡などに分散していることから、西寺跡全体をイメージできるよう活用の方法を検討する必要がある。</li> <li>○ 東寺や羅城門跡との関係性も踏まえた解説・案内などを通じ、平安京における西寺の意義・役割を分かりやすく伝える必要がある。</li> <li>○ 近隣住民・市民・旅行者、あるいは成人・学生・児童など多様な利用者に対応した情報発信を行う必要がある。</li> <li>○ 積極的な活用を進めるため、展示、普及啓発等のガイダンス機能や管理機能を併せ持つ便益施設等整備のほか、地元を含めた体制作りを検討する必要がある。</li> <li>○ 金堂その他の遺構の存在について、サインや遺構表示などの充実を図る必要がある。</li> <li>○ 見学者の理解をより深められるよう、京都市考古資料館や歴史資料館、平安京創生館などとの連携を進める必要がある。</li> </ul>

<p>【唐橋西寺公園】 (A1地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●唐橋西寺公園及び唐橋小学校グラウンドは、開建高等学校グラウンドとともに、京都市広域避難場所※に指定されている。</li> <li>●現状で整備されている史跡地は唐橋西寺公園のみである。公園内に1基の説明板が設置されている。</li> <li>●唐橋西寺公園及び唐橋小学校（体育館）では、令和5年度から「南区民ふれあいまつり」が行われるなど、地域をつなぐ場として継続的な利用が行われている。</li> <li>●発掘調査に合わせ、主に子どもを対象とした発掘体験会（通算3回）を行ったほか、唐橋小学校3年生を対象とした現場見学会（通算4回）を開催した。</li> <li>●唐橋西寺公園内のコンド山（講堂跡）が松尾祭（還幸祭（おかえり））の場として、年一回の祭礼の場となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○唐橋小学校等とともに、京都市広域避難場所に指定されており、オープンスペースとしての機能を満たす必要がある。</li> <li>○史跡の全体像などが把握できるよう、サイン表示を工夫する必要がある。</li> <li>○コンド山（講堂跡）が、松尾祭（還幸祭（おかえり））の場となっていることの歴史的意味を発信する必要があるとともに、祭りの場としての継続的な利用にも配慮する必要がある。</li> </ul>
<p>【塔跡地区】 (A2地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公有化を進めており、既に公有化した土地について、暫定整備を計画中である。</li> <li>●令和5年4月に、塔跡地区西側に京都市立開建高等学校が開校しており、活用における連携が期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既に公有化した土地について、順次整備を進める必要がある。</li> <li>○発掘調査を実施する際には、発掘体験等の活用を検討する必要がある。</li> <li>○小中学校・高校が近接する立地を活かし、引き続き学校教育と連携した史跡の活用を図る必要がある。</li> </ul>
<p>【唐橋小学校】 (A3地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●唐橋小学校3年生の総合学習として、出前授業を行っている（令和3年度～）ほか、地元向け勉強会を開催した（平成29年、令和4年）。</li> <li>●校舎に伽藍中軸線の明示がある。</li> <li>●唐橋小学校北側の歩道に、西寺跡（塔）デザインのマンホール蓋（4基）が設置されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童向けの遺構サインなど、学校が史跡と共存していることについて理解を推進する必要がある。</li> </ul>

※広域避難場所とは、地震に伴う大火災等による二次災害の危険から、生命の安全を確保できる場所をいい、地震に伴う大規模火災時の指定緊急避難場所として、災害対策基本法に基づき指定される。

## 7-2 活用の基本方針

- (1) 発掘調査時の成果を確実に蓄積・管理し、普及啓発活動や、地域の小・中・高校生をはじめとした地域住民に向けた地域学習への還元を行う。
- (2) 史跡西寺跡の本質的価値を発信し、地域住民をはじめとした多くの人と行政が、協業で保存と継承に取り組む気運を醸成する。
- (3) 東寺をはじめとした関連文化財や、現在のまちと結び付けたストーリーを発信する。

## 7-3 活用の方法

### (1) 史跡地全体

#### 1) 史跡の本質的価値の普及・情報発信を行う

- ・東寺との関係や平安京における位置づけを踏まえて西寺跡の本質的価値を伝えるとともに、西寺跡の全体像や空間的な広がりをわかりやすく示す手法を検討する。
- ・史跡西寺跡の本質的価値を伝えるとともに西寺跡を視覚的にもイメージしやすいサイン類の増設や、パンフレット等の作成・配布、web配信やSNSを活用した情報発信を行う。

#### 2) 周辺地域、関連文化遺産等も含めて活用する

- ・周辺地域を含めた体系立てたサイン計画を立案し、周辺文化財等を含めたサインの表示内容や配置に反映する。
- ・東寺、羅城門跡や平安宮跡等の周辺史跡等を巡る散策ルートの紹介・案内など、周辺史跡等と関連付けた活用を推進する。
- ・史跡見学者が、より西寺や平安京の歴史への理解を深められるよう、京都市考古資料館や京都市平安京創生館等、市内の資料館との連携を進める。

### (2) 唐橋西寺公園（A-1地区）

地域の魅力づくりに資する場として活用する

- ・西寺及び周辺史跡等を巡る散策ルートの拠点の一つとして活用する。
- ・当該エリアが都市公園であることを踏まえ、都市公園事業と連携した施設整備等を検討する。
- ・遺構の保存を前提に、都市公園の空間を活かし、広域避難場所等の機能を維持する。
- ・コンド山が松尾祭（還幸（おかえり）祭）の場となっていることから、その歴史的意義の発信に努めるとともに祭りの場としての継続的な利用について配慮する。

### (3) 塔跡地区（A-2地区）

史跡西寺跡を知るための拠点として活用する

- ・西寺及び周辺史跡等を巡る散策ルートの拠点の一つとして活用する。
- ・調査に合わせた現地見学会や、出前授業の開催などを継続する。エリア内の未調査箇所について、今後の発掘調査と連動した発掘体験の場等としての活用を検討する。

## 7. 活用

- ・隣接する学校（開建高等学校、八条中学校、唐橋小学校）の授業や課外学習などと連携した活用を目指す。具体的には、小学生を対象に従来から行ってきた出前授業の開催を継続する。また、高校の部活やサークル活動との連携を検討し、将来的には文化財保護サポーターや解説ボランティアの育成につなげたい。
- ・地域住民との協働による体制づくりを検討する。
- ・市民を対象とした歴史講座やイベントの開催を継続する。

### (4) 唐橋小学校（A-3地区）

地域の史跡を知るための場として活用する

- ・遺構の保存を前提に、学校の運営や存続に必要な行為との両立を図る。
- ・出前授業等で、学校内のどの位置に遺構があるかをガイドする機会を設ける。
- ・児童向けのサイン設置を教育委員会と連携して検討する。

## 8 調査

### 8-1 現状と課題

西寺に関する調査には、考古学的調査（測量調査を含む）、歴史学的な調査等がある。

史跡西寺跡の考古学的調査は、これまで41次に及ぶ発掘のほか、多数の試掘、立会調査が実施され、南大門、中門、金堂、講堂、食堂、塔、僧房、小子房跡のほか、四周の築地塀、子院の建物跡などを確認している（3-4参照）。その成果をもとに、西寺の伽藍配置の復元が行われるとともに、東寺との比較から造営尺の数値が導き出され、平安京復元の定点となっている。平安時代の遺構が良好に残る西寺・東寺の比較検討が、伽藍配置の復元に留まらず、平安京を考える上で極めて重要な意味を持つといえる。

史跡西寺跡に係る調査の現状と課題を、表8-1及び表8-2に示す（地区区分は、「6-1 地区区分」による）。

表8-1 調査の現状と課題（考古学的調査）

地区	現状	課題
【史跡地全体】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西寺跡の遺構面は極めて浅く、わずかな掘削であっても、遺構面に及ぼす影響は極めて大きい。そのため調査にあたっては、伽藍復元図に基づき、トレンチ法による調査で最大限の成果が得られるよう努めている。</li> <li>●西寺と東寺の伽藍配置は概ね左右対称であるが、仏像を安置する金堂、講堂は建物規模等が異なることが明らかとなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講堂（A-1地区）、塔跡（A-2地区）以外の中枢伽藍については、国土座標導入前の調査であり、調査成果に座標系が附されていない。そのため、当時の調査成果に基づく伽藍復元図と実際に出土する遺構との関係に齟齬が生じている。中長期的な史跡整備につなげるため、国土座標系に紐づけられた遺構の把握と、正確な伽藍復元図の作成が必須である。</li> <li>○東西両寺の比較検討を行うためには、以下の建物跡又は遺構の確認が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・僧房（桁梁行柱間は把握されているが、建物規模が不明瞭）</li> <li>・金堂（正確な柱間復元のため、階段跡の確認）</li> <li>・鐘楼・経蔵（未調査）</li> <li>・南大門（桁行柱間の把握のみで、梁行、基壇規模不明）</li> <li>・南東区画（建物跡の確認）</li> <li>・宝蔵・北院（史料に名が残る建物、東寺宝蔵・西院に対応する施設）</li> </ul> </li> </ul>

<p>【唐橋西寺公園】 (A1地区)</p>	<p>●平成 30 年度よりコンド山周辺において 4 次にわたる調査 (35・36・39・40 次) を実施した。国土座標系に紐づけられた遺構の把握により、東寺と建物規模等が異なることが判明した。</p> <p>●40 次調査で、講堂と北僧房が取りつく北軒廊の位置が判明したことにより、北僧房の北に、北小子房が存在する空間が存在することが判明した。</p>	<p>○北僧房の北に、北小子房が存在する空間が存在するが、明確な遺構は未確認である。</p> <p>○金堂については、国土座標系に紐づけられた遺構の把握ができていない。</p>
<p>【塔跡地区】 (A2地区)</p>	<p>●平成 29 年度からの 4 次にわたる調査 (33、34、37、42 次) によって、塔と西寺西限に係る遺構、鑄造遺構等を確認した。</p> <p>●塔の遺構については上部が削平されており、確認できたのは壺掘り地業のみである。</p> <p>●国土座標系に紐づけられた遺構の把握により、東寺との比較がなされている。</p>	<p>○塔の基壇に関する情報が得られておらず、基壇規模が不明である。</p> <p>○公有化を行った伽藍南西部では南築地内溝が未確認であり、寺域内の排水計画を考える上でも、今後の整備を考える上でも重要な課題である。</p>

表8-2 調査の現状と課題 (歴史学的調査)

地区	現状	課題
	<p>●西寺のものと伝わる仏像や梵鐘が存在するものの、西寺と関連させた研究はこれまで活発ではない。</p>	<p>○西寺のものと伝わる美術工芸品等について、可能な範囲で資料調査を行い、さらなる西寺の歴史の解明を進める必要がある。なお、梵鐘については本書において考察を試みた。</p>

## 8-2 調査の基本方針

- (1) 地下遺構の保存に影響を及ぼす可能性のある行為が発生した場合、遺構の保存を前提にした必要最小限の考古学的調査を行う。
- (2) 中長期的な史跡整備につなげるため、既往の発掘調査箇所においても、国土座標系に紐づけられた遺構の把握を行う必要があり、再発掘等によって遺構の適切な把握を行う。
- (3) 調査の成果を確実に蓄積・管理し、史跡の活用に還元する。
- (4) 東寺との比較検討によって双方の研究の深化を図る。

### 8-3 調査の方法

西寺跡の遺構等を適切に保存し活用するため、次の調査を行う。

#### ○遺構確認調査

- ・現状変更に際して、事前の発掘調査（試掘調査）、又は施工時の立会調査を適切に行い、保存における基本方針の遂行に役立てるとともに、西寺跡に関する知見を蓄積する。
- ・史跡指定地周辺の土地について調査を実施する際には、西寺に関連する遺構の所在把握と保護措置の検討に役立てる
- ・中長期的な史跡整備を視野に入れて、下記の遺構の所在把握と保護措置の検討のために調査を行う。

A-1地区：金堂、鐘楼・経蔵、僧房、北小子房跡

A-2地区：南築地内溝、塔基壇

#### ○資料調査

- ・西寺のものと伝わる美術工芸品等について、可能な範囲で資料調査を行い、さらに西寺の歴史の解明を進める

## 9

## 整備

## 9-1 現状と課題

史跡西寺跡に係る整備の現状と課題を、表9-1に示す（地区区分は、「6-1 地区区分」による）。

表9-1 整備の現状と課題

地区	現状	課題
【史跡地全体】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺構の大部分は地下に存在しており、間近に見られる状態にない。</li> <li>●史跡の存在を示すサインや説明板も少なく、史跡の存在が十分に伝わっていない。</li> <li>●九条通や御前通などの主要道路から西寺跡へ誘導する標識等は設置されていない。</li> <li>●唐橋西寺公園及び唐橋小学校グラウンドは、開建高等学校グラウンドとともに、京都市広域避難場所に指定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本質的価値を踏まえ、史跡西寺跡の歴史的意義や特徴をわかりやすく伝えるための施設等の整備を行う必要がある。</li> <li>○遺構面が浅いため、整備の際にはその保護への配慮が必要である。</li> <li>○遺構について、実際に目に見える表示等を行うことにより、史跡のイメージを視覚的に示す必要がある。</li> <li>○標識や説明板等について、体系立てた配置及び内容の検討を行う必要がある。</li> <li>○展示、普及啓発等のガイダンス機能や管理機能を併せ持つ便益施設等を整備する必要がある。</li> </ul>
【唐橋西寺公園】 (A・1地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンド山に説明板が1基設置されている。</li> <li>●コンド山の頂部では植栽された既存樹木（エノキ）が大きく生長しており、倒伏の防止などの安全対策などが今後の課題となる。</li> <li>●夜間の防犯対策として、コンド山周囲に囲柵や投光器を設置している。</li> <li>●コンド山では、地元自治会の協力により、法肩や通路部分などの補修や表面保護を行っているが、一部で侵食が進んでいる。</li> <li>●公園内東部には、民家に接してプール跡の構造物（コンクリート躯体）が残されている。</li> <li>●コンド山北側にある鎌達稲荷神社は明治に移転してきた神社であり、公園利用に対応して外周部に防球ネットを設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○唐橋西寺公園は金堂跡、講堂跡、僧房跡など史跡西寺跡の重要な遺構の直上に位置しており、都市公園としての機能に加え、史跡の説明等も拡充する必要がある。</li> <li>○コンド山は、遺構保護及び松尾祭の場としての役割を踏まえ、引き続き現状の維持に努める必要がある。</li> <li>○僧房跡（プール跡地）や金堂跡などの遺構の調査を行い、史跡整備に活かすことができないか検討する必要がある。</li> </ul>

<p>【塔跡地区】 (A<sup>1</sup>2地区)</p>	<p>●塔跡周辺について公有化を進めているが、現状は未整備の状態にある。</p> <p>●公有化後の第1期整備（暫定整備）を計画中である。地区内には現住家屋が複数残っていることから、当面は暫定整備の状態が続くことが予想される。</p>	<p>○塔跡の遺構については、現地でなければ見られないものや感じられないものを伝えるための工夫が求められる。</p> <p>○塔跡地区では、公有化の進展状況に応じた段階的な整備が必要である。</p> <p>○第1期整備では遺構面を保護する基盤整備の上、遺構の平面表示等理解の増進に役立つ活用のための整備を進める必要がある。</p> <p>○全面的な公有化が実現した後の第2期整備に当たっては、整備基本計画を策定する等再度検討して整備を実施する必要がある。</p>
<p>【唐橋小学校】 (A<sup>1</sup>3地区)</p>	<p>●史跡の存在を示すサインや説明板が少なく、史跡の存在が十分に伝わっていない。</p>	<p>○金堂跡をはじめ校地における西寺の存在を児童に知ってもらえるような整備を検討する必要がある。</p>

## 9-2 整備の基本方針

- (1) 遺構面が浅いため、整備の際には保護層を十分に確保し、確実に遺構を保存する。
- (2) 唐橋西寺公園（A-1地区）は、都市公園としての機能に加え、史跡の活用にも配慮した整備の検討を行う。
- (3) 史跡公有化を行った塔跡地区（A-2地区）は、史跡整備による本質的価値の可視化を図る。
- (4) 塔跡地区（A-2地区）は段階的な整備を行うこととし、当面は第1期整備（暫定整備）とし、全面的な公有化が実現した後に、再度計画を立てて第2期整備を行う。
- (5) 塔跡地区以外においては、伽藍の範囲や位置がわかるよう、標識や説明板等サインの充実を図る。

### 9-3 整備の方法

#### (1) 史跡地全体

##### 1) 遺構面の保護を行う

- ・施設等の整備にあたっては、保護盛土などにより遺構面の保護を行う。

##### 2) 平安京の歴史を体感できる場として整備する

- ・史跡西寺跡と周辺に位置する関連史跡等をつなぐネットワーク動線の指定や整備（表示）、共通するサインの設置など、平安京の歴史を体感し楽しめる空間として整備し、活用を図る。
- ・史跡西寺跡の歴史的意義や特徴をわかりやすく伝えるため、史跡地内に史跡標柱、史跡説明板、解説板等のサイン施設を設置する。設置にあたっては、体系立てた配置及び内容の検討を行うとともに、表示手法やサイン等の意匠や色彩を統一する。

##### 3) 理解の増進に役立つ活用のための施設を整備する

- ・史跡に関する展示、普及啓発等のガイダンス機能や管理機能を併せ持つ便益施設等を整備する。

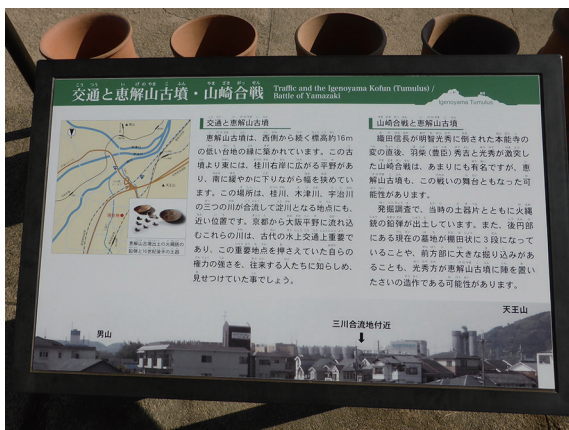


図9-1 統一されたサインの事例  
：史跡恵解山古墳（長岡京市）



図9-2 統一されたサインの事例  
：史跡恵解山古墳（長岡京市）

#### (2) 唐橋西寺公園（A-1地区）

##### 1) コンド山周辺の保存整備を行う

- ・コンド山の浸食を防止することで、講堂跡の遺構の保護と松尾祭の場としての継続的な利用を担保する。
- ・コンド山頂上部の既存樹（エノキ）について、定期的な点検によって倒木等の危険を事前に回避し、見学者の安全確保とコンド山の保存を図る。

##### 2) 公園整備と連携した施設整備を検討する

- ・周辺遺跡等を含めたネットワーク動線上の拠点となる施設整備として、史跡と公園が連携して利用可能な便益施設等の更新を行う。
- ・コンド山東側にあるプール跡の既設コンクリート構造物撤去の可能性について検討し、可能な場合、伽藍の遺構（東僧房）を表示して遺構の顕在化を目指す。遺構表示にあたっては、公園施設としても活用可能な施設整備を目指す。



図9-3 建物跡遺構表示の事例（金蔵堀跡）  
：特別史跡大阪城跡（大阪市）



図9-4 建物跡遺構表示の事例（大極殿院廻廊跡）  
：史跡長岡宮跡（向日市・朝堂院公園）

### （3）塔跡地区（A-2地区）

#### 1) 塔跡の遺構表示により史跡の存在を周知する

- ・塔跡の遺構を史跡西寺跡の象徴的存在として表示し、現地で見られなければならぬもの、感じられないものを伝える施設整備を行う。
- ・史跡西寺跡の価値（意義・特徴）をわかりやすく伝えるとともに、塔跡の壺地業や西大宮大路関連遺構などの発掘調査で見つかった新たな知見を伝える。
- ・臨場感や空間のスケール感を伝えるとともに、発掘時の状況や地下にある（今は見られない）ものを、その場所で表示する手法を検討する。
- ・御前通に面する立地を生かし、誘導標識など史跡への導入口としての機能をもたせる。

#### 2) 活用のための施設整備を検討する

- ・遺構周辺においては、遺構の保護を兼ねた盛土および表面舗装を行い、歩きやすい見学環境を整備する。
- ・夏場の暑熱対策として芝生の広場を設けるほか、遺構保存に支障のない範囲で、休憩所やベンチ・縁台等の休憩施設の設置、および緑陰樹・低木等の植栽を行う。

#### 3) 公有化の進展に合わせた段階的整備を実施する

- ・塔跡エリアの公有化が完了するまでの期間の段階的な整備として、残存宅地の生活者に配慮した第1期整備（暫定整備）を行う。
- ・第1期整備にあたっては、生活動線となる道路をはじめ、インフラ施設（上下水道・電気）の維持を最優先とする。
- ・安全な利用環境確保のため、車両進入防止柵、防犯カメラ・防犯灯、史跡地近隣住民の住環境に配慮した境界柵等を設置する。
- ・エリア内の未調査箇所を活用し、発掘体験等ができる多目的広場を設置する。
- ・遺構の保存を前提として、史跡地内の維持管理のために給排水設備を整備する。

## 9. 整備

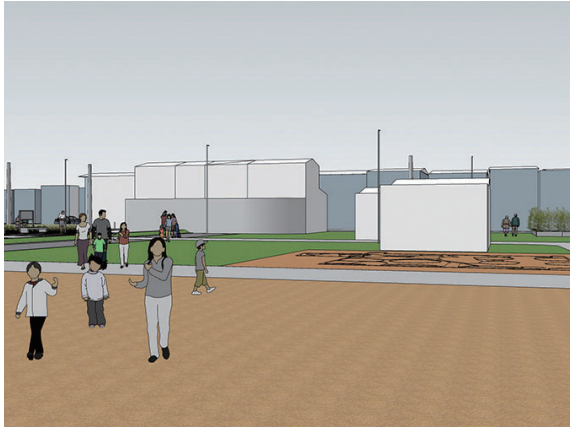


図9-5 塔跡地区の整備イメージ（第1期整備）  
：塔跡周辺



図9-6 塔跡地区の整備イメージ（第1期整備）  
：塔跡地区全景



図9-7 塔跡地区の整備イメージ（第2期整備）  
：塔跡周辺



図9-8 塔跡地区の整備イメージ（第2期整備）  
：塔跡地区全景

※図9-5～9-8出典：史跡西寺跡（塔跡）における史跡公園基本計画・設計策定業務報告書（令和5年3月）

### (4) 唐橋小学校（A-3地区）

- ・校内における児童向けの説明板やサインの設置を検討する。

### (5) その他の史跡地（食堂院跡等）

- ・所有者の承諾を得られた箇所については、民有地にも主要な遺構等の説明板を設置する。

# 10 運営・体制

## 10-1 現状と課題

史跡西寺跡に係る運営・体制の現状と課題を、表10-1に示す（地区区分は、「6-1 地区区分」による）。

表10-1 運営・体制の現状と課題

地区	現状	課題
【史跡地全体】	●京都市が（公財）京都市埋蔵文化財研究所に委託して、コンド山並びに塔跡地区のパトロールや日常管理を行っている。	○今後整備が予定されている A-2 地区についても、日常的な管理業務は委託による必要がある。
【唐橋西寺公園】 （A-1地区）	●A-1 地区（唐橋西寺公園）においては、京都市からの依頼により昭和 49 年に史跡西寺跡保存会が結成され、唐橋学区自治連合会の一部門と位置づけられて、コンド山の清掃や除草などを行っている。	○活用や観光利用など、保存管理にとどまらない活動についても、引き続き地域と連携して、対応可能な体制づくりを行う必要がある。

## 10-2 運営・体制の基本方針

- (1) 管理団体である京都市が中心となり、地権者・地域住民・活動団体・研究教育機関・庁内関係部局等との連携・協力を強化し、史跡西寺跡の保存と活用を推進する
- (2) 多様な主体による取り組みや連携を前提に、日常的な管理をはじめとする保存管理に加え、史跡の価値の普及や観光活用等を目指した運営・体制づくりを進める

## 10-3 運営・体制の方法

### (1) 保存管理のための運営・体制

- ・保存管理については、管理団体である京都市の担当部局（文化財保護課）が主体となって実施する。
- ・唐橋西寺公園（A-1地区）については、原則として公園管理者（みどり政策推進室）が管理を行う。
- ・公有地における日常的な維持管理は、市と史跡保存会、地域等が連携・協力して行う。

- ・史跡地内の土地所有者・権利関係者等に対しては、本計画で定める現状変更等取扱い基準を順守した適切な保存管理を求める。
- ・調査研究や保存管理について、必要に応じて、学識経験者や文化庁、京都府教育庁文化財保護課に相談し、技術的な助言等を受ける。また、保存管理や活用の現状を報告・検証する場として、史跡西寺跡の保存活用に関する検討会議を継続的に開催する。

(2) 活用のための運営・体制

- ・教育委員会と連携し、近隣の小・中・高校における出前授業や勉強会を実施する。
- ・京都市考古資料館や歴史資料館、平安京創生館等の博物館施設と連携した活用を展開し、見学者が知識や理解を深める機会を提供する。
- ・地元団体や社会福祉協議会等と連携して、周辺の文化財を含めた文化財の地域的な保存活用を促進し、文化財活用の裾野を広げる。
- ・地元団体と協力し、松尾祭を通じて地域の魅力づくりに貢献する。

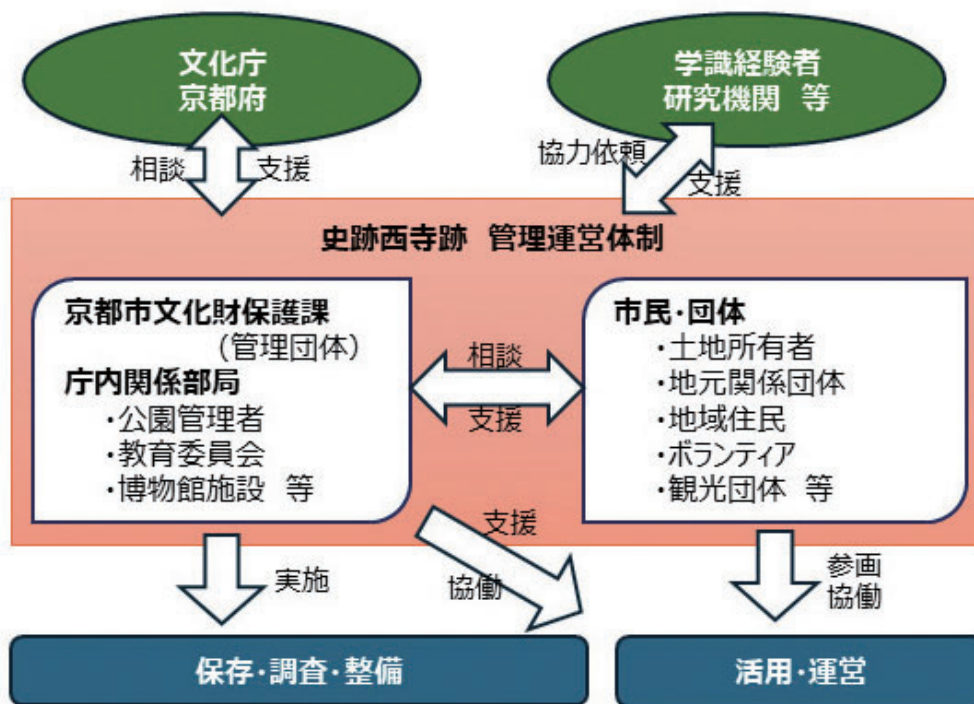


図10-1 管理運営体制模式図 (案)

# 11

## 実施計画

1-7「計画の期間」において、本計画の計画期間は令和8年度からとし、10年間をめぐりに必要に応じて改定を行うものとした。1年目から5年目まで（令和8～12年度）を短期、6年目から10年目まで（令和13年～17年）を中期、令和18年度以降を長期として、事業の実施計画を策定する。なお、本実施計画は、必要に応じて見直しを行うこととする。

表11-1 実施計画総括表

区分	施策（方法）と実施内容		短期 R08-12	中期 R13-17	長期 R18以降
保存 管理	維持管理	指定地の巡回、清掃、草刈等			
	現状変更への対応				
	地域住民への文化財保護法上の規制の周知				
	追加指定 ※				
	公有化	A-2 地区			
B 地区 ※					
活用	情報発信と周知、公開	パンフレット等の作成・配布 web 配信等			
	周辺史跡等と関連付けた活用	ホームページ、パンフレット等での情報発信 スタンプラリー等での連携			
	地域との協働による活用	地域の場としての活用			
	学校教育での活用	出前授業、課外授業等の連携			
	生涯教育での活用	歴史講座やイベントの開催、発掘体験等			
調査	遺跡の解明に係る調査研究				
	整備に係る調査研究				
整備	サインや遺構表示の充実	周辺を含めた体系的な計画			
	コンド山周辺の保存整備 公園整備と連携した施設整備の検討	A-1 地区			
	公有化後の整備	A-2 地区	第1期整備		第2期整備
	ガイダンス・管理機能を持つ 便益施設整備	展示、普及啓発・管理等の機能を持つ 便益施設等の整備			
運営・ 体制の 整備	管理体制の円滑化				
	関係機関との連携				
	市民との連携強化				

※追加指定、公有化については、対象地において顕著な遺構が確認され、かつ地中保存が不可能な場合検討する。

## 12 経過観察

史跡西寺跡の確実な保存と活用を推進するためには、実施される各種の事業について計画的に経過観察を行い、進捗状況を把握した上で事業の有効性・効果を評価しつつ事業計画の見直しや改善を行う必要がある。

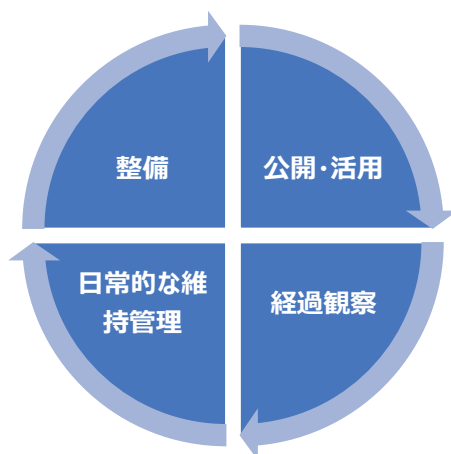


図12-1 経過観察のイメージ（循環の体系）

経過観察の方法については、京都市文化財保護課が主体となり、第11章に示した短期（R08～R12）、中期（R13～R17）、長期（R18～）の事業期間ごとに、計画の進捗状況を確認する。

表12-1 自己点検表（案）

区分	項目	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考
計画全体	上位計画の位置づけと整合が取れているか				
	整備基本計画は作成されているか				
	保存活用計画の見直しが行われているか				
	検討会議を定期的開催し、現状報告や保存活用に関する意見交換が行われているか				
保存管理	遺構・遺物の適切な保存管理が行われているか				
	定期的な巡回・清掃が行われているか				
	植栽の管理（剪定・草刈等）は適切に行われているか				
	工作物等の維持管理は適切に行われているか				
	現状変更の取扱い基準は適切に運用されているか				
	地域住民への文化財保護法上の規制の周知が行われているか				
	追加指定の検討がなされているか				
	公有化の検討がなされているか				
	活用	パンフレットや Web による情報発信が行われているか			
地域と連携した活用が行われているか					
周辺文化財と連携した活用が行われているか					
学校教育での活用が行われているか					
講座・イベントは計画的に実施されたか					
調査	遺構の解明に係る調査研究が行われているか				
	整備に係る調査研究が行われているか				
整備	塔跡（A-2）地区の整備が行われているか				
	周辺を含めた体系的なサインの整備が行われているか				
	遺構表示の整備が行われているか				
	ガイダンス・管理機能を併せ持つ便益施設の整備が行われているか				
運営 ・体制 の整備	庁内の連携や情報共有が図られているか				
	関係機関との連携や情報共有が図られているか				
	市民との連携・協力ができているか				

※出典：史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書 平成 27 年 3 月